

< 施設利用料金のめやす >

平成30年4月

料 金 表 (1単位=10.54円 相模原市：4級地 30日計算)						
要介護度	基本サービス費 (*a)		食 費 (*b)	居住費 (*c)	利用者負担 限度額段階	1ヶ月利用料
	1割負担	2割負担				
要介護 5 (910単位)	33,011 円	66,022 円	1,380 円	1,970 円	第4段階	133,511 円
			650 円	1,310 円	第3段階	91,811 円
			390 円	820 円	第2段階	69,311 円
			300 円	820 円	第1段階	33,600 円
要介護 4 (843単位)	30,820 円	61,640 円	1,380 円	1,970 円	第4段階	131,320 円
			650 円	1,310 円	第3段階	89,620 円
			390 円	820 円	第2段階	67,120 円
			300 円	820 円	第1段階	33,600 円
要介護 3 (776単位)	28,525 円	57,051 円	1,380 円	1,970 円	第4段階	129,025 円
			650 円	1,310 円	第3段階	87,325 円
			390 円	820 円	第2段階	64,825 円
			300 円	820 円	第1段階	33,600 円

◆ 上記、基本サービス費 (*a) には、看護体制加算I (4単位)、夜勤職員配置加算 (18単位)、栄養ケアマネジメント加算 (14単位)、個別機能訓練加算 (12単位)、精神科医療養加算 (5単位)、口腔衛生管理体制加算 (30単位/月) が含まれています。

◆ **各種加算** 上記料金のほかに、状況に応じて各種加算がつきます。

・ 初期加算	30単位	初回入居後、30日間に限って算定されます。
・ 療養食加算	6単位/回	* 左記の加算につきましては、施設の体制により加算を開始させていただくものや、お客様の身体状況に応じて個別に対象となるものもございます。
・ 福祉施設サービス提供加算Ⅱ	6単位	
・ 排泄支援加算	100単位/月	
・ 褥瘡マネジメント加算	10単位/月	
・ 介護職員処遇改善加算	(サービス利用単位数および適用加算単位数の 83/1000 に相当する単位数に地域単価を乗じた金額)	

◆ 上記記載の (*a) (*b) (*c) に関しては、ご入居者様の要介護度、負担限度段階により変わりますので、裏面をご参照ください。また、この他に、裏面に記載の介護保険対象外 (相当費用分)、受診・往診等の医療費がかかります。

その他の料金について（介護保険給付対象外）

① 電気代（持ち込み家電製品に係る）※1日あたり

冷蔵庫（常時）	55円
液晶テレビ	20円
デスクトップパソコン	55円
ノートパソコン	20円
電気カーペット	15円
ノートパソコン	45円
加湿器	15円
CDラジカセ、ラジカセ	15円
※その他電気製品の持ち込みについては、事前にご相談ください。	

② 協力病院までの距離を半径とする地域外の送迎費用

範囲を超えてから1kmあたり	18円
----------------	-----

③ 日用品費

④ 教養娯楽費

⑤ レクリエーション費

⑥ 嗜好品

⑦ 特別な洗濯代（施設ではできないもの）

⑧ 理美容代

⑨ インフルエンザの予防接種、その他個人の希望により実施する健康診断等。

◆ 上記③～⑧については、ご希望があった場合実費相当の額にて対応いたします。
（ご要望にお応えできない場合もあります）

居住費・食費について

施設利用料金のうち居住費・食費はご本人および世帯の所得状況により異なります。

「介護保険負担限度額認定証」は、ご本人またはご家族の申請により、相模原市から交付されます。
（他市の方は在住の市区町村）

介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、居住費・食費が下記のとおり軽減されます。

利用者負担限度額段階	本人および世帯の所得状況	一日当たりの 居住費	一日当たりの 食費
第1段階	・生活保護受給者の方 ・本人および世帯全員が市民税非課税 であり、老齢福祉年金の受給者の方	820円	300円
第2段階	・本人および世帯全員が市民税非課税で、 合計所得金額と課税年金額の合計が 80万円以下の方	820円	390円
第3段階	・本人および世帯全員が市民税非課税 であり、上記以外の方	1,310円	650円
第4段階 (減免対象外)	・市民税を課税されている方 ・同一世帯に市民税を課税されている 世帯員がいる方	1,970円	1,380円